

平成30年(2018年)10月19日

於. 水道部第2別館 研修室

議事録(大要)

- 【出席者】 北詰委員、近藤委員、原委員、松田委員、宮内委員、荒木委員、池上委員、石井委員、川西委員、木田委員、田口委員、竹井委員、土井委員、中委員、藤木委員、藤村委員、矢吹委員、山上委員、山口委員
- 【欠席者】 加藤委員、西野委員
- 【傍聴者】 なし

議事

1. 委嘱状交付
2. 委員自己紹介
3. 職員紹介
4. 会長及び副会長の選出
5. 水道事業経営審議会の概要と審議経過
6. 水道事業の現状と課題
7. 水道事業の財政状況について

事務局 本日は、公私大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、第12次吹田市水道事業経営審議会の発足にあたりまして、委嘱状を交付させていただきます。委嘱状は、市長に代わり水道事業管理者から交付させていただきます。順番にお名前をお呼びさせていただきますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、委嘱状をお受けいただきますようお願いいたします。なお、委嘱状の交付日は10月1日となりますので、あらかじめご了承ください。それでは、水道事業管理者よろしく願いいたします。

管理者から各委員に「委嘱状」を手渡し

(事務局が「委嘱状」を読み上げ)

事務局 なお、加藤委員、西野委員におかれましては、本日はご欠席の連絡をいただいております。それでは、水道事業管理者より、ごあいさつを申し上げます。

管理者 (挨拶)

事務局 続きまして、委員自己紹介に移らせていただきます。本日は最初の審議会でございますので、委員の皆様からお一人ずつ順番にお名前と一言ご挨拶をいただければと存じますので、よろしく願いいたします。

(自己紹介)

事務局 ありがとうございました。皆様、これから、2年間どうぞよろしく願いいたします。続きまして、職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

事務局 職員の紹介は以上でございます。なお、本日、机上に水道部の組織表をお配りしておりますので、またお時間のある時にご覧ください。それでは、正副会長の選出に移らせていただきます。吹田市水道事業経営審議会規則の規定により、会長、副会長の選任は委員の互選となっておりますが、いかが取り計らいましょう。

(委員より「事務局一任」との発言あり)

事務局 事務局一任のお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。それでは、事務局から会長に北詰委員、副会長に近藤委員を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員より「異議なし」との発言あり)

事務局 ありがとうございます。ご承認をいただきましたので北詰会長、近藤副会長には今後ともよろしく願いいたします。それでは、会長、副会長恐れ入りますが、所定の席にお移りください。

それでは、会長、副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

会長 改めまして、これから2年間よろしく願いいたします。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。公募の方や団体の代表で来られた方、ご推薦を受けられた方などいろいろな経緯でいらっしゃったと思うのですが、同じ立場で忌憚のないご意見をいただき、活発にこの審議会が進められればと思います。先ほどご発言がありましたように、おそらくどのような立場の方も水道を全く使わないという日はなく、非常に大事なものであることに変わりないと思います。誰かが努力して、毎日蛇口をひねれば水が出てくるようにしてくださっているのだらうということはわかっているとは思いますが、それだけではなく、この経営審議会のように市民や事業者も協力して、水道の体制が出来あがっております。これから吹田市の水道の将来について考えるわけですが、何らかの関わりの中からご自身の意見を、自信を持ってご発言いただいて結構ですので、専門の方はその立場から、また、普段水道をお使いいただいている立場の方は日常の感想から入っていただいて結構ですので、そこから意見をまとめていきたいと思っております。以上です。

副会長 私は、今回で5期目になりますが、この審議会につきましては、いつも非常に皆様が活発に議論されており、時間が延長することが多々あったように思います。それほど皆様が活発に水

道に関する意見を出していただいているということで、これからも吹田市の水道のあり方について活発な議論を進めて参りたいと思います。また、会長のサポートをさせていただき、この会議のスムーズな運営を図っていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ただ今、正副会長が選任されましたので、ここからの議事については会長にお願いしたいと思いますが、会議に先立ちまして、本日の傍聴者はいらっしゃらないことをご報告させていただきます。また、机前にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

(資料確認)

それでは、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思いますが、議事の(6)「水道事業経営審議会の概要と審議経過」について説明していただき、これについて審議したいと思います。私から少しお話すべきことがございまして、先ほど資料確認していただいたところの参考資料2をみていただきたいと思います。「吹田市水道事業経営審議会規則」というものでございます。この規則に基づいて経営審議会を進めていくのですが、この中で、三点だけ説明させていただきます。

まず一点目は、第2条の任務ということで、そもそも皆様がここに集まって何をするのかという事を確認したいと思います。第2条第1項は「審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要事項について調査審議し、答申するものとする。」と書いてあります。今回は諮問をいただいているわけではございませんので、この点について、期間内にもし諮問があればこの項目に対応していきますし、諮問がなければこの項目については特になしとなります。第2項は「審議会は、水道事業経営に関する事項について、市長に意見を述べることができる。」ということで、これが経営審議会の役目ですので、皆様にご協力をお願いいたします。

二点目は第3条に「審議会は、委員21人以内で組織する。」以下書いてあります。欠席の方を含め、今回委嘱された方が21名いらっしゃいますので、参加いただくことをお願いいたします。

三点目に第6条に「審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。」とあります。この経営審議会のほかに部会を置くことが可能となっております。いますぐ設置することは考えておりませんが、2年の間に設置することが可能であることを確認していただきたく思います。この3点を私の方から確認させていただきました。それでは審議会を進めていきたいと思います。説明をよろしくお願いいたします。

事務局 (水道事業経営審議会の概要と審議経過について説明)

会長 ありがとうございます。この水道事業経営審議会の概要と審議経過について説明していただきましたので、これについて質問などがあればお願いします。

委員 この経営審議会の結果について、市長に答申という形にするかと思うのですが、実際にそ

の後、水道部の方がそれをベースに仕事をされるということなののでしょうか。

会 長 まず答申という言葉を使うのは、市長から諮問をいただいたときの返事という意味の言葉になります。先ほど確認させていただいた参考資料2の第2条の第2項にある「市長に意見を述べることができる」ということと併せて、基本的には水道部や管理者を通じて市長に申し上げる形になります。それに対して市長の指示などがあり、水道部はそれに基づいて仕事をするという関係になり、こちらからの意見が反映される形になります。

委 員 水道部以外の部署にも水道事業について指示を出すことができる権限があるのでしょうか。それとも予算的なものだけですか。答申してそこから水道部に対して指示があるとお話ですが、具体的な指示を出すところが市長側にあるのですか。

会 長 水道は水道事業管理者のもと経営されている地方公営企業ですが、市の行政の一部ですので、市民の意見が市議会を通じて伝えられるなどのルートが当然あるわけで、そのなかの一つとして経営審議会からのルートがあるということになっております。この経営審議会が唯一のルートというわけではありません。

ほかに質問がなければ、ここまでにさせていただき、また審議会の最後には質疑応答の時間を設けさせていただきたいと思えます。次の議題の「水道事業の現状と課題」についてご説明していただき、これについて審議したいと思えます。

事 務 局 （水道事業の現状と課題について説明）

会 長 ありがとうございます。これについての質問等をお受けいたします。

委 員 先ほど自治会や大学でいどばた会議をされていると伺いましたが、江坂には自治会に入っていないマンションなどがたくさんあります。もっと多くの人にこのDVDをみていただければ、水に対する意識をもっていただけたらと思います。例えば、危機管理室から防災に関する講習などしていただくことがあるのですが、そのようなことはお考えですか。

事 務 局 水道いどばた会議は、10月末までを目途に開催していただけるグループや団体を募集をさせていただきました。公民館や連合自治会などにPRし、また、吹田市のホームページにも掲載しています。こちらからPRに行かせていただき、お申込みいただいたところもあれば、ホームページをみて申込んでくださったところもあります。これまで17回開催させていただいた中でも、もっとこのような取組をした方がいいという意見をいただいておりますので、今後も引き続き取組んでいく方向で考えています。

委 員 ホームページで見られるということですね。もう一点意見がありまして、給水車が吹田市にあるということを知ったのですが、今回の台風の件で停電したことにより、マンションに水が来ず、水道が使えないということで私の住んでいる地域の人はとても苦勞していました。また、スーパーへ行っても水が売り切れてしまって全く水がないという状況がありました。停電していたらインターネットが使えないのですが、その場合にはどのように周知するのですか。

事務局 ご意見いただきまして、ありがとうございます。マンションで水道が使用できなくなってしまった状況について十分理解しております。当時は多くの地域が停電により断水をしていましたので、広範囲に水を配る必要があり、2台ある給水車を使っても吹田市内を回ることが困難であると判断し、使用できませんでした。吹田市内には9か所の災害時給水拠点があり、そこで応急給水をさせていただいたのですが、そこに行くのに車などを使用しないと、なかなか行くことができないという意見もいただきました。そのような状況で応急給水に関して今後何ができるのかということを改めて考えなければいけないことだと思いました。地域によっては大規模な停電が発生しましたが、浄配水施設は停電しておらず問題なく配水ができましたので、直圧の水道管からは水道が使用できました。一方、マンションにつきましては、ポンプが動かず断水していましたが、受水槽の手前に非常用水栓があり、そこで水を汲んでいただくことができるということをもっとPRする必要があると感じています。今後はそのようなことがありましたら、そこから水をお使いいただけるということをより周知していきたいと思えます。また、原町の大型マンションでは、道路上にある消火栓から非常用水栓を使って水をお配りしたということもありますので、そのようなことも含めて、応急給水については考えさせていただけたらと思えます。

会長 災害時には2台の給水車と9か所の災害時給水拠点で対応するということがありますが、規模が大きい場合は、フル活動してもなかなか適切なタイミングで市民に水をお届けすることができなかつた部分があるということと、ご質問の趣旨は、その時にそもそも給水車がどこにいて、9か所の給水拠点がどこで、どこに行ったらよいのかということについての情報がなかつたということで、それは水道部が発信しなければならない情報ですし、同時にマンションの管理組合などの防災に関わる組織委員の仕事でもありますので、それぞれ協力しながらその情報を踏まえてうまく連携できればと思えます。それでは、続いて意見のある方、お願いいたします。

委員 先ほどの意見と関連しているかもしれませんが、水道いどばた会議について、この後2回の開催を予定していて、最終的には19回の開催となるということですが、市民が知っていた方が有益である内容がたくさんあると思えますので、今後も引き続きこのような取組を行ったほうがよいと思えました。同時にこのような取組をしていることがあまり知られていないと思えます。私も知りませんでした。どのくらいの人知っているのか疑問で、広報の仕方に問題があるのではと思えました。このような取組をする場合、もう少しわかりやすく広報されたらどうかと思えます。

もう一点ありまして、最近の市役所の方はよくホームページに載せているということをおっしゃるのですが、市民の皆さんがいつもホームページを見ているわけではないので、知らないこともあると思えます。やはり、インターネットばかりに頼るのではなく、紙媒体などを使って広報することも必要なのではないかとと思えます。年配の方はホームページを見られないことが多いので、そのようなことも考慮していただきたいと思えます。

また、内容ですが、水道管を布設されるときは、都市開発が行われる際に水道管が布設されますよね。ということは一つの町が開発されてたくさんの住宅が建つということは、更新時期が同時に来るということですよ。吹田市で水道管が埋設された時期は1960年代から1980年代に多いとの話がありましたが、実際どれくらいの耐用年数があるのでしょうか。耐用年数が来ているのならば水道管を早急に替えなければならない地域がたくさん出てくると思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

会 長 広報に関しては、これまでも努力されているのですが、なお一層の努力が必要だとのことだと思います。その他の質問等に関して、よろしく願いいたします。

事 務 局 ご質問ありがとうございます。いどばた会議の広報の手法につきまして、先ほど、ホームページ等での周知についてお答えいたしました。このほかにも、広報のツールの一つとして、年2回「すいどうにゅーす」というものを市報と同時に全戸配布をさせていただいております。そちらの方にも水道いどばた会議の開催についてご案内させていただいております。10名以上のグループであればどなたでも申し込みができるということ掲載しております。しかし、この「すいどうにゅーす」の購読率についても、もっと皆様に読んでいただけるようにこれからも工夫をしていき、これ以外についても水道部の取組をさらに知っていただけるよう検討していく必要があると考えています。

水道管の更新時期については、吹田市の水道管は全長で721kmあります。法定耐用年数が40年となっておりますが、最近の水道管の材質や構造がよくなってきており、40年ですべて取り換えるというのはかえって経済的に非効率であるということがありますので、吹田市独自の更新基準を設け、材質や埋設環境に応じて取替を行っています。使用年数は最長のもので100年と考えています。

委 員 なぜこの質問をしたかという、この吹南地区が区画整備されたのが50年ほど前で、その時に水道管は埋設されていると思いますので、50年くらいしか耐用年数がないのであれば、当然この地域一帯は水道管を取り替えなければいけないと思いましたが、お聞きしました。

会 長 それでは次の質問お願いいたします。

委 員 このDVDを地域で上映して、大変評判が良かったと聞いています。しかし、私はもう少し、自己主張した方がいいと思います。経済面、予算の面があまり触れられていないので、その危機感を伝える内容がもう少しあってもいいと思います。耐震管の布設や老朽管の更新が今の計画のままで行っても2023年には166億円予算が不足するという概算が出ておりますよね。公営企業の中でも水道は特殊で、普通、物を大量に購入すれば安く済むところが水道は高くなる。高くなるから大学、病院、大手企業が地下水を使って水道水を買わなくなっているという現状がありますよね。133円の原価に対して約100円で売って33円の赤字の分を大量使用者にご負担いただいていたが、それが難しくなってきました。その問題にどう取り組んでいくのか、水道料金

の正当性についてもっとアピールする必要があるのではないかと思います。

それと、先ほどからお話が出ていたと思うのですが、災害時の停電の件で、私の住んでいる地域は千里山配水場があり、平常時から自治会を通じて、もし断水になった場合は配水場に行ってくださいとPRしています。大阪府北部地震の時もはやく準備をしていただいて、大きな被害はなかったですが、ある地域では濁水が起こり、その地域の方が生活できないと言っていたので、千里山配水場へ行っていただきました。市民の自己防衛に対して、市の職員や地域の自治会などが普段から取組んでいると、ある程度カバーできます。原町のマンションで停電による断水があった時に素早く給水活動をしていただきました。しかし、一つ問題がありまして、9階に一人暮らしの年配の方がおられて、1階まで水を取りに来て水を持って上がれなかったということがあります。そのような細かなことも把握されていたらいいと思います。耐用年数が大体40年くらいと言っていましたが、山田のいざなぎ神社の一方通行に幹線でありながら古い管が入っていますが、おそらく万博以前に布設した管で、もし震度7くらいの地震が起きて水道管が割れたら山田東地区がパニックになってしまうと思います。以前の経営審議会などでも意見などありましたが、改めて見直しが必要かと思えます。

会 長 先ほどの意見を一つ一つ受け止めつつ、特に老朽管については計画などをそれぞれ評価して丁寧にやっていただければと思います。時間もございますので、このテーマについては最後お一人だけご質問をいただいて次にいきたいと思えます。

委 員 これまでの資料を読み切れてないのかもしれませんが、大阪広域水道企業団と吹田市の水道事業の管理・運営などの切り分けを教えてください。

事 務 局 大阪広域水道企業団と吹田市の水道事業の切り分けについてですが、大阪広域水道企業団は用水供給事業といまして、水をつくって市町村に水を供給する浄水場や送水管を保有しておりますので、そちらの管理や整備を企業団が行っており、それ以外の末端の事業については、吹田市の方で整備をしております。

委 員 ということは、名神よりも北は全部大阪広域水道企業団の管轄ですか。

事 務 局 北の方は企業団の水が水源ですが、企業団の持ち物である千里浄水池や千里幹線以外のそこから分岐する送水管は吹田市の持ち物となっております。そのような切り分けをしております。

委 員 千里浄水池と千里幹線が企業団の施設なのですね。

事 務 局 はい、吹田市でいえば、その二つが企業団の施設となっております。

委 員 吹田市の費用に係る問題としては、企業団からいくらで水を買っているのですか。

事 務 局 企業団の水は1m³あたり72円で買っています。その料金の範囲で整備、管理をしています。

会 長 企業団を水源とするものであっても、末端の水道管については吹田市が整備などをしてい

とのこと。では、お時間の方もございますので、続いての議題の説明に入らせていただきまして、最後に3つの議題を総括して議論ができればと思います。では、次の「水道事業の財政状況について」ということについて、説明をよろしくお願いいたします。

事務局 (水道事業の財政状況について説明)

会長 ありがとうございます。経営審議会としては一番大事な項目ですが、次回以降もそれぞれ必要な情報はその都度出していただけたらと思うのですが、今この段階で、この内容につきまして、質問などございましたらよろしくお願いいたします。

委員 意見になりますが、この資料の趣旨、概要を見ると、いかにも水道料金の値上げをしないといけない、第12次の審議会というのは11%の値上げについて審議しなければならないというようなものになっているわけですが、経営ですから収入と支出のバランスをどうするのかということが一つあります。

支出がこの金額で固定されているようにみえますが、支出を減らすか、収入を増やすかという形になってくると思います。支出に関してはこれ以上削減できないのか、自己水をつくる金額と企業団などから買い取る金額のどちらが安いのかということで、買い取る方が安ければ買い取ればいいと思います。また、施設が集約できないのか、浄水所が二つあるのを一つに出来ないのかという事を含めて支出をどう削減するのかという事を考える必要があると思います。

収入につきましては、「単価×給水量」ですので、給水量を増やしていくことを今後考えなければいけないと思います。洗濯機など節水が進み、給水量が増えていかないということはあろうかと思いますが、そうすると単価をどうするのかということになります。いくつか資料が欲しいと思います。まず、大量使用者が地下水を利用することで給水量がどれくらい減ったのかということです。私共の会社にもいくつも地下水利用しませんかとの話をいただきますが、逡増制の中では今後とも地下水利用に替わっていくと思います。

この資料の表を見ると原価割れのところの方が使用量が増えています。使えば使うほど逆に赤字が増えていくという構造になっていますので、この表をどのように考えるかということと、これまで出てきていませんでしたが、料金未納の金額がどれくらいあるのかということ資料を出していただきたいと思います。

それから、支出について説明がなかったかと思いますが、法定耐用年数と吹田市独自の更新基準の表を出していただかなければ、法定耐用年数で見るとこれだけ替えないといけないので設備改良費がかかると言われても現実的ではないと思います。

会長 ありがとうございます。資料が必要な点は次回、ご提示いただければと思いますが、支出の削減努力についてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 支出の削減努力ですが、自己水と依存水で安い方を使えばいいという意見がありましたが、自己水の方が相対的に安価であるということで自己水を作り続けて、融通しながら使うという

ことを考えております。今後片山浄水所についても更新ということをしていきますので、自己水と依存水の単価の逆転が来ると思います。その場合でも、水源の二重化ということで淀川に加えて地下水を大事にしていきたいと思っております。また、片山浄水所と泉浄水所の二つの浄水所が両方必要なのかということも議論しております。

会 長 ありがとうございます。続いての意見お願いいたします。

委 員 消費税が2%上がった場合にすぐに上乘せするのでしょうか。

事 務 局 消費税につきましては10月1日に施行されれば12月から実施していくと考えられますので、今後必要な手続きをしていきたいと考えております。

委 員 消費税を上乘せしての料金改定となりますので、かなりの圧力がかかるとは思いますが頑張ってくださいと思います。耐用年数を過ぎた管路が漏水した場合のペナルティはあるのでしょうか。そのあたりを調べておいていただけないでしょうか。

会 長 ありがとうございます。11%の料金改定前提で審議をしているわけではなく、高すぎる、安すぎるなどの意見は議論の対象です。経営に関して私たちも責任をもって発言しなければいけないと考えておりますので、そのことも同時に確認しておきたいと思っております。続いての質問をよろしくをお願いいたします。

委 員 質問というよりは要望ですが、2ページにまとめると細かいところまで書くことができなくなってしまう、このような内容になってしまうため、できるだけわかりやすい内容で表現していただけたらいいのかと思います。災害の対策でしたら、管路の更新もありますが、何 km 改良するのかということや耐震化率が何%上がるという内容はわかりにくいので、病院が何件あって、その付近の管路がどれくらいで更新できるのかというような何が変わったなら何ができるようになるのかということ表現するのいいと思います。また、バックアップがどこまでできるのかということも大事だと思います。火事の時に消火栓がどこまで使えるのかということも大事な話だと思います。そのようなところも消防と情報共有が必要だと思います。川やプールから水を取ることもできるというような情報提供も必要だと思います。

会 長 ありがとうございます。水道を利用する場面を具体的に書いていただくことで、他部署との情報交換が必要になるとは思いますので、ご配慮いただきながら次回以降作っていただければと思います。それでは続きましてお願いいたします。

委 員 資料の3番ですが、水道料金を上げると節水が進むなどの行動の変化があると思いますが、この表は、それは加味しないでつくられているのでしょうか。

事 務 局 資料の2番をみていただくとわかるのですが、大量使用者と少量使用者の推移を表しており、その時の水量の内訳も考えたうえで作っております。特に、28・29年度につきましては、料金改定により値上げをしておりますので、幾分か動向を踏まえてグラフに表わしております。

会 長 ありがとうございます。続いて、よろしくをお願いいたします。

委員 今日はまだ1回目なので仕方がないと思いますが、重要な課題から先にやっていただけないでしょうか。今後は活発な意見が出る方からしていただいた方が、時間を有効に使えると思います。

会長 今回は1回目ですので多くの方に知っていただくために、まずは水道の現状と課題から議論しましたがけれども、ご指摘の事も非常に重要なことだと思います。3番目の議題につきましては、次回以降も議論をしていただきたいと思いますので、ご指摘の通りそれぞれの議題に対してどれぐらいの時間を充てるのかという事を考えて次回以降審議していただきたいと思います。では、本日はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。